

■改正規定

- ・パワーフレックス取引共通規定
- ・外国送金取引規定(パワーフレックス用)

■改正箇所は下記の通り(変更・追加する文言は朱書き)

パワーフレックス取引共通規定

改 正 前	改 正 後
<p>9の2. (新設)</p> <p>10. 解約等</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりパワーフレックス口座およびこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②この取引のお客さまが、前条第1項(譲渡、質入れ等の禁止)に違反した場合</p> <p>③お客さまが行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当行のサービス提供に支障が生じると認められるため、当行がお客さまにその</p>	<p>9の2. (取引の制限等)</p> <p>(1) 当行は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>(3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前2項にもとづく取引等の制限を解除します。</p> <p>10. 解約等</p> <p>(1)(省略)</p> <p>(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの取引を停止し、またはお客さまに通知することによりパワーフレックス口座およびこの取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。</p> <p>①(省略)</p> <p>②この取引のお客さまが、第9条第1項(譲渡、質入れ等の禁止)に違反した場合</p> <p>③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</p>

<p>旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、お客さまがその是正を行わないことにより、お客さまと当行との信頼関係が損なわれたと認められる場合</p> <p>④この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑤取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると当行が判断した場合</p> <p>⑥日本国籍をお持ちでないお客さまが、当行に届け出ている在留期間の満了日を経過した場合</p> <p>(3)～(7)(省略)</p>	<p>④お客さまが行う取引の頻度および態様が社会通念上認められる限度を超え、当行のサービス提供に支障が生じると認められるため、当行がお客さまにその旨を明示して是正を求めたにもかかわらず、お客さまがその是正を行わないことにより、お客さまと当行との信頼関係が損なわれたと認められる場合</p> <p>⑤この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合</p> <p>⑥取引の目的が事業用の取引であるまたはそのおそれがあると当行が判断した場合</p> <p>⑦日本国籍をお持ちでないお客さまが、当行に届け出ている在留期間の満了日を経過した場合</p> <p>(3)～(7)(省略)</p> <p>⑧この取引の名義人について相続が開始した場合は、当行所定の手続きが完了するまで、当行はこの取引の全てまたは一部を停止することができるものとします。</p>
--	---

以上

外国送金取引規定（パワーフレックス用）

改 正 前	改 正 後
<p>3.（送金の依頼）</p> <p>(1)送金の依頼は、次により取扱います。</p> <p>①送金の依頼は、当行所定の受付時間内に受け付けます。</p> <p>②送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名、店舗名、受取人名、受取人口座番号または受取人の住所・電話番号、送金金額、依頼人名など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。</p> <p>③当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2)送金の依頼を受け付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要です。次の手続きをしてください。</p> <p>①外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。</p> <p>②送金資金については、当行に開設された本人確認済みの送金依頼人の預金口座から振替えることとします。また、許可等が必要とされる取引については取り扱わないものとします。</p> <p>(3)～(5)省略</p>	<p>3.（送金の依頼）</p> <p>(1)送金の依頼は、次により取扱います。</p> <p>①送金の依頼は、当行所定の受付時間内に受け付けます。</p> <p>②送金の依頼にあたっては、当行所定の外国送金依頼書を使用し、送金の種類、支払方法、支払銀行名・店舗名、受取人名、受取人口座番号、受取人の国名・住所、送金金額、依頼人名など当行所定の事項を正確に記入し、署名または記名押印のうえ、提出してください。</p> <p>③当行は前号により外国送金依頼書に記載された事項を依頼内容とします。</p> <p>(2)送金の依頼を受け付けるにあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の防止、ならびに経済制裁および外国為替関連法規等の遵守のため所定の確認が必要です。次の手続きをしてください。</p> <p>①外国送金依頼書に、送金目的その他所定の事項を記入してください。</p> <p>②送金資金については、当行に開設された本人確認済みの送金依頼人の預金口座から振替えることとします。また、許可等が必要とされる取引については取り扱わないものとします。</p> <p>③当行が必要と認める場合には、送金資金の源泉を確認できる書類その他送金に関する書類を提示または提出してください。</p> <p>(3)～(5)省略</p>

4. (送金委託契約の成立と解除等)

(1)～(2) (省略)

(3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。

- ①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
- ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
- ③送金が犯罪に係るものである、または当行が適当でないと判断した国もしくは地域または受取人等へ向けた送金であるなど相当の事由があるとき

(4)～(5)省略

4. (送金委託契約の成立と解除等)

(1)～(2) (省略)

(3)第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めるときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については当行は責任を負いません。

- ①取引等の非常停止に該当するなど送金がマネー・ローンダリングもしくはテロ資金供与に利用され、または経済制裁もしくは外国為替関連法規等に抵触するとき
- ②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
- ③送金が犯罪に係るものである、当行が適当でないと判断した国もしくは地域または受取人等へ向けた送金である、または当行がマネー・ローンダリングもしくはテロ資金供与への利用、もしくは経済制裁もしくは外国為替関連法規等への抵触のおそれがあると判断したなど相当の事由があるとき

(4)～(5)省略

以上